

# 日本顕微鏡歯科学会 規約

本規約は平成 18 年 1 月 1 日より施行される  
本規約の改訂には、評議員会で出席者の過半数の賛成を必要とする  
平成 19 年 4 月 22 日改正、平成 20 年 1 月 1 日施行  
平成 21 年 4 月 18 日改正、平成 21 年 5 月 1 日施行  
平成 23 年 4 月 15 日改正、平成 23 年 12 月 1 日施行  
平成 27 年 4 月 17 日改正、平成 27 年 5 月 1 日施行  
平成 28 年 4 月 18 日改正、平成 28 年 5 月 1 日施行

## 第1章名称

1. 本学会の名称は次のとおりとする
  - 1) 日本語名は日本顕微鏡歯科学会と称する
  - 2) 英語名は Japan Association of Microscopic Dentistry とする
  - 3) 略称は JAMD とする

## 第2章目的

本学会の設立によって、顕微鏡を用いた高度で且つ正確な診断、治療が歯科医療を取り巻く環境において行われ、その事によって、国民の健康に寄与し、国民が豊かな生活を送れる事を目的とする。

そのために医科歯科医療に関係する者が会員となり、

1. 顕微鏡を用いた、正確で確実な診断法の開発、改良ならびに教育
2. 顕微鏡を用いた、正確で確実な治療法の開発、改良ならびに教育
3. 正確で確実な診断、治療のための顕微鏡治療器具の開発、改良

以上の事項に対し会員が研鑽を行い、日本の歯科治療ならびに教育のレベルを向上させ、国民が信頼できる治療の普及を行う。

## 第3章事業

本会は第 2 章の目的を果たすために次の事業を行う。

1. 総会の開催(年 1 回)
2. 学術大会の開催(年 1 回)
3. ホームページの開設管理
4. オンラインジャーナルの発信
5. 学術雑誌(MICRO)の発行
6. その他、本会の目的達成に必要と認められる事業

## 第4章役員

1. 会長
  - 1) JAMDの代表としての業務を行う
  - 2) 会長は大会開催時の評議員会で出席者の過半数の賛成で選出され、任期は翌年の1月1日より

2年間とする

3) 会長は副会長、事務局長、各種委員会委員長、各種委員を任命する

各種委員会とは、以下のとおり

(ア) 編集委員会

(イ) 監査委員会(委員 2 名)

(ウ) 認定医審議委員会

(エ) 渉外広報委員会

(オ) 倫理審査委員会

(カ) 利益相反委員会

## 2. 副会長

1) JAMD会長を補佐する

2) 会長の任期に準ずる

3) 会長が何らかの事情によりその業務を遂行できない場合は、代行する

## 3. 次期会長

前任会長の任期終了年の大会時に開催される評議員会で選出される

## 4. 事務局長

1) 事務局の総責任者

2) 会長の任期に準ずる

3) 会長および副会長がその業務を遂行できない場合は、事務局長がそれぞれの業務を代行する

4) 事務局の役割

(ア) 入会金、年会費の管理

(イ) 会員名簿の管理

(ウ) HP の管理

(エ) 各種連絡(基本的に HP と e-mail で行う)

## 第5章会議

### 1. 総会

一般会員をもって構成し、本会の運営に必要な事項の審議決定を行う

1) 年次大会時に開催する

2) 事業計画、会計報告を行う

3) 評議員会での決定事項を報告する

### 2. 理事会

1) 会長、副会長、事務局長および理事より構成される

2) 理事は会長指名とする

3) 会長の任期に準ずる

4) 理事は各種委員会委員長を兼任する

(ア) 編集委員会、認定医審議委員会

(イ) 渉外広報委員会、倫理審査委員会、利益相反委員会

5) 年次大会時に開催する

(ウ) 参加者への交通費は支給しない

(工)協議事項は出席者の過半数を持って採択とする

6)理事会では以下の事項を協議の上、決定する

(オ)前大会会計報告

(カ)本大会実施状況

(キ)次期大会準備状況

(ク)2年後、3年後の大会主催者確認

(ケ)2年に一度、次期会長選出

(コ)各種委員長より活動報告

(サ)本規約の改定案決議

(シ)法人会員の承認

(ス)除名

会員が本学会の名誉を著しく傷つけ、または本学会の目的に反する行為があったときは、協議の上当該会員を除名することができる。

当該会員には会長名で除名通知書を送付し、これをHPで告知し次回総会で報告する。除名されたものは再入会及び学会主催の学術大会、研修会等すべての活動への参加を認めない。

(セ)その他

7)年次大会時以外に協議事項がある場合は、e-mailを利用して行う

(ソ)協議事項は理事会構成員の過半数を持って採択とする

(タ)協議事項について、賛否を問われた場合、理事構成員は1週間以内に返答しなければならない

(チ)ただし、期限までにe-mailで賛否の意志を表示しない理事構成員の意志は、その協議事項に賛成と見なすことができる

8)臨時開催はこれを妨げない

(ツ)臨時開催の場合、参加者には事務局より交通費を支払う

(テ)宿泊費は支払わない

9)理事会構成員間の通常の連絡は、e-mailで行う

### 3. 評議員会

1)定員は会員数の10%程度とする

2)基本的に、大学勤務医は助教以上、開業医は本学会認定医以上を有していること

3)大会開催時に、理事会終了後に開催する

4)評議員会では以下の事項を協議する

前大会会計報告

本大会実施状況

次期大会準備状況

2年後、3年後の大会主催者確認

2年に一度、次期会長選出

各種委員長より活動報告

その他

### 4. 編集委員会

- 1) HP のオンラインジャーナル、MICRO、YEAR BOOK に掲載する論文、症例の可否を審査する
- 2) 可否の決定
  - (1) 編集委員長が査読者を指名し査読を依頼する
  - (2) 査読者の結果に基づき、編集委員長が掲載の可否を決定する
  - (3) 査読者の評価は以下のとおりとする
    - 受理する際に修正しなくて良い
    - 受理する際に修正が必要だが、再査読しない
    - 修正が必要で、再査読する
    - 受理できない
5. 監査委員会
  - 1) JAMD の年度ごとの会計について、監査を行う
  - 2) 監査委員は 2 名とする
  - 3) 監査委員は、理事会構成員ではいけない
  - 4) 監査委員は、必要に応じて理事会および評議員会に参加する
6. MICRO 投稿規定  
別紙: [MICRO Guideline.pdf](#)

## 第6章会費

1. 入会金
  - 1) 一律 5,000 円
2. 年会費
  - 1) 準会員 5,000 円  
パラデンタルに従事しているもの。学生は会員にはなれないが、学会参加はできる。その際身分証明できるものが必要である。
  - 2) 一般会員 13,000 円  
医師、歯科医師(研修歯科医、大学院生を含む)、一般会員会費を納入したパラデンタルに従事しているもの
  - 3) 法人会員 30,000 円  
入会を希望する企業  
理事会で承認を受けること  
法人会員は JAMD の HP に LINK を掲載できるものとする
3. 各会員は事務局へ退会の意志を表示した段階で、退会できる
4. 退会する場合、当該年度までの会費は返却しない
5. 大会終了時に当該年度の年会費を支払っていない場合、退会となることがある  
基本的には前年の 12 月 31 日を会費納入期限とするが、翌年の 3 月 31 日までを猶予期限とする
6. 再入会時には、入会金が必要となる
7. 会費の用途
  - 1) HP の運営費
  - 2) 事務局の事務経費
  - 3) 臨時評議員会の開催経費(交通費を含む)

4) 年次大会補助(20 万円)

大会終了後に事務局に返還する義務は無いが、黒字の場合は大会会長の決算によって返還することもある。また、大会会長は大会開催準備資金として、必要な金額を事務局に申し出ることができる。貸与金額については理事会で決定する

5) 機関誌 (THE INTERNATIONAL JOURNAL OF MICRODENTISTRY) の発行

## HPに関する内規

### 1. HPの要件

- 1) HPの要件
- 2) 入会申込みおよび大会参加申込みを HP で行う
- 3) 上記 2 項の情報通信時には、セキュリティを確認する(暗号化)
- 4) オンラインジャーナルへの投稿を HP で行う
- 5) 非会員向け、会員向けのページを有する
- 6) 将来的には、一般市民向けのページを作成する

### 2. 非会員向け

- 1) JAMD の紹介
- 2) 年次大会、研修会の案内
- 3) 会員ページのサンプル

### 3. 会員向け

- 1) 過去の大会報告
- 2) 論文、症例報告など
  - (ア) 会員の資格を有する者が筆頭著者として投稿できる
  - (イ) 筆頭著者以外は会員である必要はない
  - (ウ) 歯科用実体顕微鏡を用いた症例写真が貼付された症例報告あるいは歯科用実体顕微鏡に関する研究報告を募集する
  - (エ) 口腔内写真、X線写真、顕微鏡写真などの画像資料と経過などの解説文より構成する
  - (オ) 文献の引用は必須としない
  - (カ) 構成は、タイトル、緒言、症例およびまとめとする
  - (キ) 投稿者は画像(JPEG)(他でも良い)を挿入したワードで作成する
  - (ク) ワードファイルは 3MB 以内とする
  - (ケ) 編集委員長への投稿は、ワードで行う
  - (コ) 原稿の投稿とは別に患者からの同意書を添付する
  - (サ) 同意書の書式は本学会指定の書式とすること
  - (シ) 編集委員長は、査読委員を決定し査読を依頼する
  - (ス) 査読結果を受けて、編集委員長が HP 掲載の可否を判定する
  - (セ) 査読結果、修正が必要であれば、編集委員長から投稿者へその旨を連絡する
  - (ソ) HP への掲載は、掲載が決定したら随時行う
  - (タ) 本 HP に掲載が決定された場合、その著作権は JAMD が保有する
  - (チ) 本 HP に掲載された症例を他誌に発表することは、これを妨げないが、編集委員長の了解を文書あるいはメールでとること

### 4. 研究奨励(案)

- (ア) 学会の財政基盤が確固となってから実施する
- (イ) 研究計画を募集し、優れた計画案に対し、奨励金を補助する
- (ウ) 奨励金の補助を受けた研究について、応募者は、次年度の大会で 30 分程度の報告を行わなければならない。
- (エ) 応募者は、本学会会員でなければならない

(オ)採択の決定は理事会で行う

## 年次大会についての内規

### 1. 予算

- 1) 大会参加費
- 2) 本部からの補助
- 3) 黒字の場合、本部に寄付をする
- 4) 赤字の場合、本部から補填は行わないことが基本であるが、状況に応じて判断する
- 5) 大会主催者は事後報告を HP に掲載する
- 6) 非会員の参加のために当日会費を設定する
- 7) 非会員が当日会費で参加後に入会した場合は、以下の差額を(入会金)+(年会費)から割り引く  
(差額) = (非会員の当日会費) - (会員の当日会費)

### 2. 開催

- 1) 2004 年 松戸 日大松戸歯学部
- 2) 2005 年 東京 東京歯科大 2015tokyo
- 3) 2006 年 東京 東京医科歯科大
- 4) 2007 年 大阪
- 5) 2008 年 横浜 神奈川歯科大学
- 6) 2009 年 名古屋 愛知学院大学
- 7) 2010 年 札幌
- 8) 2011 年 東京
- 9) 2012 年 新潟 日本歯科大学新潟生命歯学部
- 10) 2013 年 東京 日本歯科大学付属病院
- 11) 2014 年 福岡 九州大学医学部 百年講堂
- 12) 2015 年 東京 一橋講堂
- 13) 2016 年 札幌 ニューオータニイン札幌
- 14) 2017 年 東京
- 15) 2018 年 大阪

3. 特別に講師を依頼したとき、講師が非学会員である場合、大会参加費は無料とする。ただし、年会費については無料とはならない。